

国民年金保険料

年末調整や確定申告は、「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）又は領収書が必要となりますので、控除証明書又は領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成23年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成23年11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、平成23年10月1日から12月31日までの間に今年始めて納付された方は、平成24年1月下旬に送付されます。

なお、お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは年金事務所までお願いします。

控除証明書専用ダイヤル

受付期間 平成23年11月1日～平成24年3月15日
 受付時間 ・月～金曜日 午前8：30～午後5：15
 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は、午後7：00まで
 ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
 祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

TEL 0570-070-117

※一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。
 ※IP電話等の方はTEL03-6700-1130へおかけください。

牟岐町民運動会

